

四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第16号

四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の一部を改正する条例

四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例(平成29年四日市市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>四日市市森林環境基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>森林環境譲与税を活用した森林の整備及びその促進に関する施策並びにみえ森と緑の県民税市町交付金を活用した災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、四日市市森林環境基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条に規定する設置目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、<u>三重県から交付されるみえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、四日市市みえ森と緑の県民税市町交付金基金</u> (以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)